

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目 次

### 規 則

- |  |   |
|--|---|
| ○北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則…………… (情報政策課) | 1 |
| ○狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則…………… (食品衛生課)                             | 1 |
| ○北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則…………… (子ども未来推進局)    | 1 |
| ○北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則…………… (人材育成課)                       | 1 |
| ○北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則…………… (競馬事業室)                        | 2 |
| ○北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則…………… (道有林課)                           | 2 |
| ○北海道収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則…………… (調達課)                            | 2 |

### 訓 令

- |                                 |   |
|---------------------------------|---|
| ○北海道職員表彰規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) | 3 |
|---------------------------------|---|

## 規 則

北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道規則第7号

北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年北海道規則第69号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（平成25年北海道条例第45号）	第12条第1項（第16条第4項において準用する場合を含む。）から第4項まで
---	---------------------------------------

別表第2に次のように加える。

北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例	第12条第2項から第4項まで
-------------------------------	----------------

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道規則第8号

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

狂犬病予防法施行細則（昭和45年北海道規則第32号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「2,350円」を「2,400円」に改め、同条第2号中「1,200円」を「1,250円」に改め、同条第3号中「850円」を「900円」に改める。

### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道規則第9号

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第20号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「6人」を「4人」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道規則第10号

北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則

北海道立高等技術専門学院運営規則（昭和44年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

別表第1札幌高等技術専門学院の項中

エクステリア技術科	1年	30人
-----------	----	-----

を

「

-	-	20人
---	---	-----

」に改め、同表室蘭高等技術専門学院の項中

「

溶接科	1年	-	-	20人
-	-	配管科	1年	20人
-	-	塗装科	1年	20人

」を「

溶
---

」

接科 1年 - - 20人」に改め、同表苫小牧高

等技術専門学院の項中

自動車整備科	1年	-	-	30人
電気機器科	1年	-	-	20人
金属加工科	1年	-	-	20人
-	-	エクステリア技術科	1年	20人

「

電気機器科	1年	-	-	20人
金属加工科	1年	-	-	20人

」に

改める。

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

北海道知事 高橋 はるみ

**北海道規則第11号**

北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則

北海道地方競馬実施条例施行規則（昭和52年北海道規則第64号）の一部を次のように改正する。

第18条中「第5条」を「第6条」に、「第7条又は法第8条」を「第8条」に改める。

第78条第3項中「第5条第3項」を「第6条第3項」に改める。

第79条の3中「競馬場内に掲示する」を「公表するものとする」に改める。

第81条の次に次の1条を加える。

（払戻金に係る率）

**第81条の2** 法第22条において準用する法第8条第1項の規定による払戻金に係る率は、100分の70以上100分の80以下の範囲内で知事が別に定める率とする。

第85条第2項中「次の表に掲げる額」を「100円」に改め、同項の表を削る。

第87条第1項及び第88条第1項中「第4条ただし書」を「第5条ただし書」に改める。

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

北海道知事 高橋 はるみ

**北海道規則第12号**

北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則

北海道有林野の産物売払規則（昭和36年北海道規則第9号）の一部を次のように改正する。  
第39条中「年3.0パーセント」を「年2.9パーセント」に改める。

**附 則**

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の北海道有林野の産物売払規則の規定は、この規則の施行の日以後において行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前において行われた契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

北海道収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

北海道知事 高橋 はるみ

**北海道規則第13号**

北海道収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

北海道収入証紙条例施行規則（昭和34年北海道規則第63号）の一部を次のように改正する。  
第9条第1項中「1万分の315」を「1万分の324」に改める。

第12条の見出しを「（売りさばきの方法等）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 売りさばき人は、買受人の求めに応じ、領収書を発行しなければならない。

**附 則**

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の北海道収入証紙条例施行規則第10条第1項の規定により元売りさばき人が売りさばき人に対して売り渡した証紙に係る売りさばき手数料は、この規則による改正後の北海道収入証紙条例施行規則第9条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**訓 令**

**北海道訓令第1号**

本 庁  
出 先 機 関

北海道職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道職員表彰規程の一部を改正する訓令

北海道職員表彰規程（昭和29年北海道訓令第61号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「職員」という。）」を削る。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 職務に関し、抜群の努力をし、又は特に他の模範とするに足るべき行為があり、道政の推進又は道民福祉の向上についてその成績が特に顕著な者又は顕著な者

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第3条中「（以下「委員会」という。）」を削る。

第4条第1項中「及び金品」を削り、同条第2項を削る。

第5条中「11月3日」を「7月1日」に改める。

第6条中「さかのぼって」を「遡って」に改め、「及び金品」を削る。

第7条中「9月30日」を「5月31日」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。